

平成24年度 事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	各種障害者手当の支給					継続						
コード	32	-	23	-	03	-	00	予算事業名	福祉サービスの充実			
担当部署	福祉部	障害者福祉課	管理担当	予算事業コード	会計	10	款	03	項	01	目	03

1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け	位置付けなしの場合	法令による実施義務	一部義務
基本目標(章)	1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	根拠となる法令、条例等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 川越市在宅心身障害者手当支給条例
方向性(節)	1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり		
施策	3 障害者福祉の推進	個別計画等の名称	川越市障害者計画
細施策	5 福祉サービスの充実		

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	在宅の重度心身障害者の経済的・精神的負担を軽減する。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	毎年度、職員が法令等に基づき、所定の審査を行った上で、各種障害者手当の支給を行う。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額	422,037	387,361	387,282	401,177	393,777	
事業費	A	382,116	387,481	388,676	386,284	379,158
人件費	B	4,440	5,180	2,220	2,220	2,960
総コスト(C=A+B)		386,556	392,661	390,896	388,504	382,118
正規職員(1年間の従事人数)		0.60人	0.70人	0.30人	0.30人	0.40人
臨時職員(1年間の従事人数)						
国県支出金	D	162,313	156,420	159,973	156,732	153,840
その他特定財源	E					
市の財政負担(=C-D-E)		224,243	236,241	230,923	231,772	228,278

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

成果	中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
成果	特別障害者手当等の支給金額	千円	93,456	94,686	95,382	98,667	1年間の特別障害者手当等の支給金額
成果	在宅心身障害者手当の支給金額	千円	288,660	292,795	293,295	287,617	1年間の在宅心身障害者手当の支給金額
活動	特別障害者手当等の支給件数	延べ人数	4,303	4,378	4,439	4,594	1年間の特別障害者手当等の支給件数
活動	在宅心身障害者手当の支給件数	延べ人数	57,001	58,633	59,041	58,294	1年間の在宅心身障害者手当の支給件数
中心指標の考え方		本事業は、成果指標を中心に評価する。					
指標に基づく評価		在宅の重度心身障害者に対して手当を支給し、経済的・精神的負担を軽減するとともに、経済的援助をもとにした社会参加と自立支援を促進する成果を挙げている。					

5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1) 現在の課題と状況	課題はない
在宅心身障害者手当は、県の補助金交付要綱の改正に伴い、平成21年度に65歳以上の新規手帳取得者の見直しを行い、平成23年度は支給金額が減少しました。また特別障害者手当等の支給については、法令等に定められた法定受託事務である。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	在宅心身障害者手当は、県の補助もあることから県内の市町村では、類似の支給を行っている。特別障害者手当等は法定受託事務のため、各市町村同一である。
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	在宅心身障害者手当を受給している方は、手当がすでに生活費の一部として欠かせないものとなっているため、経済的にも精神的にも負担を強いることとなります。特別障害者手当等は、法定受託事務のため、廃止・縮小は困難である。
(4) 所属長自己評価(今後の方向性)	継続
在宅の重度心身障害者に対して手当を支給し、経済的・精神的負担を軽減するとともに、経済的援助をもとにした社会参加と自立支援を促進する成果を挙げており、今後も継続して実施する必要がある。引き続き、手当の支給を実施し、在宅の重度心身障害者の経済的・精神的負担の軽減に寄与したい。	